

愛知県情報公開条例第17条及び愛知県公立大学法人個人情報の保護に関する規程第31条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額

愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第17条及び愛知県公立大学法人個人情報の保護に関する規程（令和4年愛知県公立大学法人規程第13号）第31条第2項に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額を次のように定める。

平成19年4月2日

愛知県公立大学法人理事長

改正 平成20年4月1日

改正 令和5年4月1日

行政文書の種別	区 分	費用の額
文書等	複写機により複写したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
電磁的記録	用紙に出力したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	用紙に出力したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1枚につき 70円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。）に複写したもの	1枚につき 150円

- 備考
- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
 - 2 写しを作成する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
 - 3 愛知県公立大学法人以外のもに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
 - 4 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。